

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 17 号に規定するたこつぼ漁業（たこつぼ漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	3 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	2 隻	1 天草市佐伊津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	別記 3 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市大矢野町上に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 9 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 9 年（2027 年）2 月 28 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 使用するつぼの数は 1,500 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、丁を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ 130 メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端

- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位 351 度 20 分 354 メートルのところ
- ハ 甲から真方位 351 度 20 分 1,590 メートルのところ
- ニ 乙から真方位 180 度 181 メートルのところ
- ホ 丙から真方位 0 度 181 メートルのところ
- ヘ 丙から真方位 330 度 200 メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ 235 度 6 分 545 メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ 72 度 47 分 2,090 メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から 800 メートルのところ

別記 2

操業区域

天草有明海

ただし、次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町という」。）との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 3

次の 1 及び 2 の区域。

1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上地先）。

基点 1 大矢野町上と同町中との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号（大矢野町黒島西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号（大矢野町羽千島北端）

基点 4 大矢野町串北端

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 339 度、1,300 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島北端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 36 度 38 分、1,000 メートルのところ

エ 基点 4 から長崎県堂崎を見通した線上 1,900 メートルのところ